

慶應義塾研究成果有体物取扱規程

平成23年3月

改訂

(目的)

第1条 この規程は、慶應義塾（以下、「義塾」という。）に所属する教職員等が取得した研究成果有体物の取扱いについて規定し、もって義塾における研究・教育活動を促進し、これを社会に還元することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の用語は、以下の定義による。

1 成果有体物とは、研究（臨床等を含む。）の過程において、または研究の結果として得られた以下の有体物をいう。ただし、論文、講演その他の著作物に関するものを除く。

材料、試料（遺伝子、細胞、微生物、化合物、抽出物、実験動物、蛋白質等の生体成分等をいう。）、試作品、実験装置

なお、実験ソフトおよびデータベースの取扱いは別に定める慶應義塾著作権取扱規程による。

2 教職員等とは、義塾の教職員ならびに教職員以外の者で、あらかじめ成果有体物の取扱いに関し取り決めをなした学部生、大学院生、および研究者（義塾以外の者も含む。）をいう。

(成果有体物の帰属)

第3条 教職員等が創出した以下の成果有体物は義塾に帰属する。

1 国（国の資金により委託・共同研究等を推進する機関、例えば独立行政法人科学技術振興機構（JST）、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）等を含む。）の研究資金を得て行った研究に基づく成果有体物。

2 義塾から特定の研究費を得て行った研究に基づく成果有体物。

また、企業等との研究契約の成果として創出した成果有体物の帰属については、その契約の取り決めに従うものとする。

前項に該当しない成果有体物であっても、創作者である教職員等が希望する場合は、当該成果有体物を義塾に帰属させることができる。

(成果有体物の管理)

第4条 教職員等は、前条の成果有体物を法令等に違反することなく、適切に管理を行うものとする。

教職員等は、前条により義塾に帰属する成果有体物を、法令等に違反することなく、自由に改変および使用することができ、特段の場合を除き、これに義塾は同意する。

本条第 1 項に規定する改変が、改変前の成果有体物に対しその同一性を明らかに超えるものである場合には、当該改変後の成果有体物の帰属は前条に準じて決定するものとする。

本条第 2 項に規定する教職員等は、前条により義塾に帰属する成果有体物を、予算措置のある場合には、義塾の同意を得て、寄託機関に預けることができる。

本条第 3 項に規定する教職員等が、義塾を退職または異動によりその管理が不可能または困難になったとき、義塾は当該成果有体物の管理を行うことができる。

本条第 4 項に規定する教職員等は、義塾を退職または異動する際に、自らの研究を継続する目的のため、義塾の同意を得て、当該成果有体物の複製等の提供を受け、使用することができる。この提供および使用のため、当該教職員等は、義塾と協議することができる。

(成果有体物の届出)

第 5 条 教職員等は、前記第 3 条の規定により創出した成果有体物について、次の何れかの場合に該当するときは、所定の書式により、すみやかに大学研究連携推進本部(以下、「連携推進本部」という。)を通じて義塾に届け出るものとする。

- 1 有償で外部提供する場合
- 2 財産的価値が顕在化した場合
- 3 その他細則に定めがある場合

(連携推進本部の業務)

第 6 条 連携推進本部は、前条に基づき届出があった成果有体物に関し、以下の各号の業務を行う。

- 1 成果有体物の外部提供に必要な契約交渉および契約締結
- 2 前号に係る対価収入・分配等の管理

(成果有体物の提供に関する手続き)

第 7 条 教職員等が外部に成果有体物を提供する場合の手続きについては細則に定める。

(活動報告)

第 8 条 連携推進本部長は、成果有体物の提供の状況について、連携推進本部運営委員会および連携推進本部会議に報告するものとする。

(教職員等の協力)

第9条 教職員等は、連携推進本部が成果有体物の提供に係る契約等を行うにあたり、必要な情報を提供する等連携推進本部に協力するものとする。

(費用の負担)

第10条 成果有体物の提供に係る契約等の業務に要する諸費用は、義塾の負担とする。

(収入の還元)

第11条 連携推進本部は、第6条に定める成果有体物の提供により第三者から収入を得た場合は、別に定める「慶應義塾対価収入の配分に関する細則」に基づき創作者である教職員等および義塾に対して配分を行う。

前項の創作者である教職員等への配分について、当該教職員等の意思により学部等への配分を可能とする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、連携推進本部会議の審議を経て塾長が決定する。

附 則 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。